

パソナセーフティネットサービス利用規則（電話相談予約）

第1条（本サービスの内容等）

- 1 会員及びその配偶者、被扶養者、同居の親族は、弊社が設置した相談センターの相談員（カウンセラー）による無料での悩み事相談及びカウンセリング（電話、e メール、及び面談）を受けることができます。
- 2 面談による相談及びカウンセリングでは、その内容に適した相談員が対応する都合上、相談者は事前に電話で相談をし、その相談内容から対面方式又は Zoom 等によるオンライン方式のいずれかの面談方式を決定します。なお、面談同意書の提出を依頼する場合があります。
- 3 相談員が弊社の提携する弁護士による相談の必要ありと判断した場合にあって、相談者が希望するときには、弊社から必要な弁護士の紹介を受け、無料で相談を受けることができます。
- 4 年1回を超えて弁護士によるサービスを希望する場合は、当該弁護士と相談者の協議により、相談者が2回目以降必要となる費用を負担します。その他、必要に応じて適切な専門家に繋がります。
- 5 法人と弊社間の契約内容によって、サービス内容等に一部変更がある場合があります。その場合は、当該法人と弊社間の契約内容が優先されます。

第2条（利用上の細則）

- 1 予約申し込み期限は、相談日の平日2日前の12時までとします。
（例①：相談日月曜⇒予約申込期限は前週木曜12時まで）
（例②：相談日火曜⇒予約申込期限は前週金曜12時まで）
- 2 キャンセルは、相談日当日の9時までとします。
- 3 相談センターからの発信は2回（予約時間に1回、15分後に1回）までとします。
- 4 相談センターに対する1回の相談時間は、30分を目途にします。
- 5 多くの相談者が公平に利用できるよう、同じ相談者による専門家の利用回数は年1回とします。
- 6 社会通念上、相談回数が極めて多い会員の相談は、利用回数を制限する場合があります。
- 7 会員と当該会員の会費を支払う法人との間のトラブルにおける専門家の利用は、サービスの対象外となります。
- 8 相談の対象は、個人の生活上の悩み全般です。経営上の問題、法律に触れる相談などは、対象外となります。

第3条（守秘義務）

- 1 相談内容等の個人情報に関しては、弊社に守秘義務があります。

以上